

特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて（案）

1 特定防除資材の指定が保留されている資材の課題について

農薬取締法の平成14年の改正により、農薬取締法第1条の2第1号に定義された農薬については、農薬として農林水産大臣の登録を受けるか特定防除資材に指定されない限り、農薬としての製造・販売はもとより、使用も禁止されることとなる。特定防除資材の指定が保留されている資材（以下、「保留資材」という）は、いずれも、データの未整備等により薬効についての客観的な判断ができないという理由から、そもそも農薬であるかどうかの判断が保留されているものである。こうしたものの中には、いわゆる「植物活力剤」や「土壌改良材」等が多く存在しており、これらの資材については現に商品として農業用に販売され、その中には農薬的に使用されていると思われるものが少なくない。

2 販売されている保留資材の今後の取扱いについて

これら商品として販売されている保留資材については、製造者や輸入者が農業用として販売に供することを目的として製造されたものであり、特定防除資材に指定された場合、製造者等が利益を得ると判断されることから、国において評価に必要な薬効や安全性の資料を作成するになじまず、原則として製造者等から国へこれらの資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。しかしながら、製造者等からの資料の提供が不十分な現状のままでは、農薬に該当する可能性のある資材が農薬外の目的で販売され、農薬目的で使用する事が容認されている状況が継続することとなることから、以下の取り組みを行うこととする。

- （1）保留資材のうち特定防除資材指定のための評価に必要な資料の提供等がなされていない資材であって、以下の①～③の要件を備えるものについては、優先度の高いもの（複数の要件を満たすか、安全性に懸念があるか、広く普及しているか等を考慮し判断）から順に、農林水産省委託事業の「農薬的資材リスク情報収集事業」を活用して薬効試験や文献調査等を行い（委託先：（財）残留農薬研究所）、薬効の有無（すなわち農薬かどうか）を確認することとする。

- ① 一般の市場において、直接農薬の効果を謳って販売されているか、またはその有効成分について農薬の効果を示唆して販売されているもの
- ② 使用者が一般に農薬として使用している旨を記載した宣伝資料等が広く配

布されていること等により、農薬としての性格が客観的に判断できるもの

- ③ 原材料の中に、海外で農薬として登録がなされている成分を含むか、または殺虫・害虫忌避・抗菌、植物成長調整作用等を有することが文献等で確認されている成分を含むもの。

(2) 薬効試験によりその効果が確認されたものについては、さらに必要に応じて同事業を活用して化学合成農薬の混入の確認を行い、化学合成農薬の混入等が確認されたもの並びに確認されなかったものであって、当該資材の原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとはいえないものは、早急に特定農薬合同会合等で検討の上、保留を解除するとともに、当該資材を農薬として使用することは、農薬取締法の違反となる旨を周知することとする。

(3) この措置により薬効を確認する製品は、平成17年度に10剤以上を目標とする。

3 販売されている保留資材等が特定防除資材に該当するかの評価について

特定防除資材に該当するか否かを判断するための「評価指針」については本年3月に、また、「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例」については5月に策定・公表したところである。従って、誰もが特定防除資材の指定のための評価に必要な資料の内容を知り得ることができる。またデータを作成し、国に提供することも可能となっている。

このため、製造者等の関係者が自ら保留資材の評価に必要なデータを作成し、農林水産省・環境省へ当該資料の提供等がなされたばあいは、「評価指針」に従って評価を行うこととする。

特定農薬としての指定が保留されている資材の整理フロー（案）

